

## ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例

ニセコ町営住宅条例（平成9年ニセコ町条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 町営住宅等整備基準（第3条の2—第3条の18）

第2章 町営住宅等の管理（第4条—第39条）

第3章 社会福祉事業への活用（第40条—第46条）

第4章 中堅所得者等に供給する住宅としての活用（第47条—第50条）

第5章 駐車場の管理（第51条—第56条）

第6章 雜則（第57条—第65条）

### 附則

第2条に次の2号を加える。

（7） 高齢者向け町営住宅 町が高齢者の安定した居住の確保及び生活支援を図るために設置する町営住宅で、かつ、60歳以上の高齢者を対象とした生活支援、円滑な介護サービスの利用及び入居者の安全及び安心の確保に資する措置が講じられている住宅をいう。

（8） 子育て世帯向け町営住宅 居住の安定を図り、子育て支援を行うために整備する町営住宅で、かつ、町内に現に居住し、又は同居する中学卒業までの同居者（妊娠中の者を含む。）を有する世帯に向けに供与する町営住宅をいう。

第3条の見出し中「町営住宅等の設置」を「町営住宅等の設置等」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、前項に定める町営住宅等に加え、高齢者向け町営住宅を設置することができる。

3 町長は、第1項に定める町営住宅等に加え、子育て世帯の居住の安定及び子育て支援を図るため、子育て世帯向け町営住宅を整備し、又は既存の町営住宅の一部を子育て世帯向けとして供与することができる。

第3条の2中「については、この章に定めるところによる。」を「は、この章において定めるものとする。」に改める。

第3条の9の見出し中「住宅の基準」を「町営住宅整備の基準」に改め、同条中「住宅」を「町営住宅」に改める。

第1章の2中第3条の17を第3条の18とし、第3条の10から第3条の16までを1条ずつ繰り下げ、第3条の9の次に次の1条を加える。

第3条の10 前条の町営住宅の整備基準に加えて、高齢者向け町営住宅に対し、敷地、住戸の配置、構造及び設備において高齢者の移動の利便性及び安全性に配慮し、次に掲げる対策を講じるものとする。

（1） 段差の解消、傾斜路、手すり等の設置その他バリアフリー化の推進すること。

（2） 居室内及び共用部分の共用空間配置、照明及び表示等により認知的配慮を行うこと。

（3） 住宅の防火、防犯、衛生及び耐久性に関する措置すること。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、高齢者向け町営住宅及び子育て世帯向け町営住宅に入居できる者の条件等は、規則で定める。

第6条第2号中「イ、ロ又はハ」を「ア、イ又はウ」に改め、同号第2番目の段落から第4番目の段落までを削り、同号に次のように加える。

ア 入居しようとする者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 21万4,000円

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

第7条に次の1項を加える。

3 前条に定める入居資格に加えて、子育て世帯向け町営住宅に入居することができる者は、子育て世帯であることを要するものとする。

第9条の見出し中「入居者の選考」を「入居者の選考及び決定」に改め、同条第2項中「第1項各号」を「前各項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（選考の特例）

第9条の2 前条にかかわらず、高齢者向け町営住宅及びへの入居については、申込みを行う高齢者の生活状況等に配慮し、次に定める基準に沿って優先的選考し、入居を決定することができる。

（1） 要介護又は要支援の認定を受けている者で地域における生活支援を要する者

（2） 独居高齢者で生活支援が必要と認められる者

（3） 高齢者世帯で住宅に関して著しい困窮状況にある者

2 町長は、子育て世帯向け町営住宅の入居選考に際し、子育て世帯のうち、小児の年齢、ひとり親世帯、妊娠中の世帯等に配慮して優先して入居を決定することができる。ただし、選考する際の優先順位の具体的な基準及び優先の具体的な方法は、規則で定めるものとする。

3 前2項における優先入居の選考については、当該選考の公正性を確保するため、必要に応じて関係書類の提出を求め、申込みの内容の確認を行うことができる。

（期限付入居）

第9条の3 町長は、前条第2項の規定により子育て世帯向け町営住宅の入居者を決定する場合にあっては、規則で定める期限（当該子育て世帯向け町営住宅が既に町が借上げした町営住宅であるときは、当該期限又は当該既存借上住宅の借上げに係る契約期間の末日のいずれか早い日。以下この条において「入居期限」という。）を付して入居者を決定するものとする。

2 前項の規定による入居の決定（以下「期限付入居決定」という。）は、入居期限の到来によって、その効力を失う。ただし、町長は、入居期限の到来前において、期限付入居決定を受けた入居者から住宅を明渡す旨の申出があったときは、この限りではない。

3 町長は、期限付入居決定を受けた入居者に対し、入居期限が到来する日の6か月前ま

でに当該期限付入居決定が効力を失う旨の通知を行うものとする。

- 4 前項の通知を受けた入居者（当該通知を受けた後に次項の規定により入居期限を延長されたものを除く。）は、入居期限までに当該子育て世帯向け町住宅を明渡さなければならぬ。
- 5 町長は、期限付入居決定を受けた入居者から入居期限が到来する日までに明渡すことができないやむを得ない事情がある申出を受けたときは、入居期限を延長することができる。ただし、当該子育て世帯向け町営住宅が既に借上された町営住宅であるときは、借上げ契約により設定された期間を超えることができない。

第10条第1項中「前条」を「第9条」に改める。

第15条第1項第1番目の段落に次のただし書を加える。

ただし、入居者から前条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず入居者がその請求に応じないときは、当該入居者の町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

第15条第1項第2番目の段落及び第3番目の段落を次のように改める。

計算式	家賃=家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数
-----	--------------------------------------

第15条に次の1項を加える。

- 5 前各項にかかわらず、高齢者向け町営住宅における家賃及び敷金その他入居者が負担すべき費用は、近傍同種の住宅の家賃等を基準として、入居者の収入及び高齢者に係る特別な事情を考慮して規則で定める。

第17条第1項中「明け渡した日」を「明渡した日」に、「あつたときはその明け渡しの」を「あつたときは、その明渡しの日を」に、「あつたときは明渡」を「あつたときは、明渡した」に改め、同条第2項中「明け渡した場合」を「明渡した場合」に、「明け渡した日」を「明渡した日」に改め、同条第3項中「明け渡した場合」を「明渡した場合」に改め、同条第4項中「明け渡した日」を「明渡した日」に改める。

第27条第4項中「明け渡した場合」を「明渡した場合」に改め、同条第5項中「明け渡した日」を「明渡した」に改める。

第35条中「明け渡した」を「明渡した」に改める。

第46条中「明け渡した日」を「明渡した日」に改める。

第50条中「この場合において」を「この場合において、」に改める。

第64条を第65条とし、第63条を第64条とし、第62条の次に次の1条を加える。

（関係機関との連携）

第63条 高齢者向け町営住宅の入居者が入居後において、生活支援又は介護の必要性が生じた場合には、必要に応じて関係機関等（地域包括支援センター、保健機関、医療機関、福祉関係機関、地域の介護事業者及び民生委員等をいう。）との連携を図り、入居者の生活支援及び緊急対応体制の確保に努めるものとする。

- 2 町長が必要があると認めるときは、高齢者向け町営住宅における生活支援サービス等の提供のために社会福祉法人その他の団体と協定を締結することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。